

表1

特定計量器検定手数料一覧表

令和元年10月1日施行

種 類	能 力	型式承認検定手数料 (円)	型式外検定手数料 (円)	経過措置に係る型式 外検定手数料(円)	その他手数料(円)	
長さ計	タクシーメーター	—	—	—	装置検査700円	
質量計	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	
温度計	ガラス製温度計 (ベックマン温度計お よび体温計を除く)	-5°C~105°C	60円	70円	—	
		-5°C~200°C	110円	120円		
	抵抗体温計		120円	—		
体 積 計	水道メーター	口径25mm以下	90円	/		
		口径25mm超40mm以下	190円			
		口径40mm超100mm以下	1,320円			
		口径100mm超	1,880円			
	燃料油メーター	使用最大流量1リットル 毎分以下	600円		積算式ガソリン 量器 最大指示量 50リットル以下	1,630円
		最大指示量50リットル以 下(上記を除く)	1,630円		最大指示量 50リットル超	2,150円
		上記以外のもの	2,150円		上 記 以 外 □ 径 30ミリメートル以下	2,540円
液化石油ガスメーター		6,720円	—	□ 径 30ミリメートル超	3,410円	
圧 力 計	アネロイド型圧力計	50kgf/バズカル以下	110円	—	110円	
		100kgf/バズカル以下	490円	—	520円	
		100kgf/バズカル超	920円	—	940円	
	アネロイド型血圧計		150円	電気式以外 160円	—	

- 1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。
- 4 知事が指定する場所以外の場所で装置検査を行うときは、当該装置検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該装置検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

*1 手数料の納付方法は、滋賀県計量法関係手数料収入証紙による。
 *2 滋賀県計量法関係手数料収入証紙売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)

特定計量器検定手数料(質量計)

計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	100円
	ひょう量が10kgを超えるもの	200円
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの(ひょう量が1トン以下のものに限る。)	ひょう量が30kg以下のもの	1,100円
	ひょう量が30kgを超え100kg以下のもの	1,370円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	1,720円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	2,140円
	ひょう量が500kgを超えるもの	2,400円
(3) その他のもの	ひょう量が5kg以下のもの	150円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	190円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	250円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	350円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	530円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	900円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,530円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	2,480円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,240円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	7,840円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	11,600円
	ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	14,400円
	ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	19,200円
	ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	21,700円
	ひょう量が50トンを超えるもの	38,500円
分銅	表す質量が200g以下のもの	20円
	表す質量が200gを超えるもの	210円
おもり	質量が5kg以下のもの	20円
	質量が5kgを超え20kg以下のもの	90円
	質量が20kgを超えるもの	290円

計量法第84条第1項の規定による型式承認表示のないものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
非自動はかり(機械式のもので、ばね式指示はかりおよび検出部が電気式のものを除く。)	ひょう量が5kg以下のもの	170円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	200円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	270円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	360円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	560円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,010円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,690円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	2,910円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,630円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	8,470円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	12,500円
	ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	15,400円
分銅	ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	20,300円
	ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	22,800円
	ひょう量が50トンを超えるもの	39,700円
	表す質量が200g以下のもの	20円
	表す質量が200gを超えるもの	220円
	おもり	質量が5kg以下のもの
質量が5kgを超え20kg以下のもの		100円
質量が20kgを超えるもの		300円

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

*1 手数料の納付方法は、知事にあつては滋賀県計量法関係手数料収入証紙による。
 *2 滋賀県計量法関係手数料収入証紙売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)

● 計量法施行令附則第9条第1項および第2項に規定する特定計量器の検定(経過型式外検定) : 当該手数料該当なし